

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 公 告

ページ

- | | |
|--|---|
| ○ 特定調達契約の落札者の決定【契約室契約課】 | 2 |
| ○ 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局観光にぎわい部商業振興課】 | 3 |

北九州市公告第 8 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 8 年 2 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
家庭ごみ及び資源化物収集用指定袋 1, 1 3 5 万枚
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市契約室契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 2 8 年 1 月 8 日
- 4 落札者の名称及び住所
村上産業株式会社
愛媛県松山市本町一丁目 2 番地 1
- 5 落札金額
5, 8 0 9 万 2, 1 2 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成 2 7 年 1 1 月 1 9 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第 83 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 28 年 2 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
リバーウォーク北九州
北九州市小倉北区室町一丁目 1 番 1 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
北九州紫川開発株式会社
北九州市小倉北区室町一丁目 2 番 11 号
代表取締役社長 西野英明
福岡地所株式会社
福岡市博多区住吉一丁目 2 番 25 号
代表取締役社長 榎本一郎
株式会社ダイエー
神戸市中央区港島中町四丁目 1 番 1 号
代表取締役社長 近澤靖英
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の設置者の代表者と住所
 - ア 変更前
北九州紫川開発株式会社
代表取締役社長 南 政昭
北九州市小倉北区室町一丁目 2 番 11 号
福岡地所株式会社
代表取締役社長 石井 勲
福岡市博多区住吉一丁目 2 番 25 号
株式会社ダイエー
代表取締役社長 桑原道夫
神戸市中央区港島中町四丁目 1 番 1 号

イ 変更後

北九州紫川開発株式会社

代表取締役社長 西野英明

北九州市小倉北区室町一丁目2番11号

福岡地所株式会社

代表取締役社長 榎本一郎

福岡市博多区住吉一丁目2番25号

株式会社ダイエー

代表取締役社長 近澤靖英

神戸市中央区港島中町四丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社シティーヒル

東京都渋谷区新宮前6-23-3

代表取締役社長 中田 勉

ほか93者

イ 変更後

株式会社シティーヒル

東京都渋谷区新宮前6-23-3

代表取締役社長 中田 勉

ほか81者

4 変更の年月日

第3項第1号について 北九州紫川開発株式会社 平成26年6月19日

福岡地所株式会社 平成27年8月1日

株式会社ダイエー 平成27年2月1日

同項第2号について 平成28年1月10日

5 変更する理由

第3項第1号について 代表者の退任及び就任

同項第2号について テナント入れ替えに伴う小売業者の名称及び住所並びに代表者の変更

6 届出年月日

平成28年1月28日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課

(2) 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成28年2月5日から同年6月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成28年6月6日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 8 4 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 2 8 年 2 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

リバーウォーク北九州

北九州市小倉北区室町一丁目 1 番 1 号

2 大規模小売店舗を設置する者

北九州紫川開発株式会社

北九州市小倉北区室町一丁目 2 番 1 1 号

代表取締役社長 西野英明

福岡地所株式会社

福岡市博多区住吉一丁目 2 番 2 5 号

代表取締役社長 榎本一郎

株式会社ダイエー

神戸市中央区港島中町 4 丁目 1 番 1 号

代表取締役社長 近澤靖英

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(1) 変更前 JR九州リテール株式会社 午前 5 時から翌日の午前 0 時まで

(2) 変更後 JR九州リテール株式会社 2 4 時間

4 変更の年月日

平成 2 3 年 3 月 1 日

5 変更する理由

新規テナントが入居したため

6 届出年月日

平成 2 8 年 1 月 2 8 日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課
- (2) 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成28年2月5日から同年6月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成28年6月6日までに北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見